

## 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

					③ 特別徴収義務者指定番号					
① 観音寺市長 宛て	②	住所又は所在地								
年 月 日 提出		氏名又は名称			印					
		法人番号						電話番号 ( ) -		
地方税法第321条の5の2の規定による給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。										
④ 特例の適用を受けようとする税額		年 月 分以降の特別徴収税額								
⑤ 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払いを受ける者の人員及び各月の支払金額  (外書は臨時勤務者に係るもの)		年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)			
		年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)			
		年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)			
⑥ 現に住民税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細										
⑦ 申請の日前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日										

処 理 欄	処理区分	
	承認 却下	

※ 裏面を見て記入すること

## 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の申請注意事項

### 1. 納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払いを受ける人が常時10人未満の特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」とは、平常時給与の支払いを受ける者が10人に満たないということです。繁忙期等に臨時に雇い入れた人数は含めません。

- (2) この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けると、次に掲げる期間中の支払いに係る給与、退職手当等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。
- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 6月から11月までに徴収した税額   | 12月10日 |
| 12月から翌年5月までに徴収した税額 | 6月10日  |
- (4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

### 2. 申請書の書き方

- (1) 「①」欄には届出年月日を記入してください。
- (2) 「②」欄には、申請者が個人である場合はその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地、法人名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- (3) 「③」欄には、市から通知されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。
- (4) 「④」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (5) 「⑤」欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と各月の給与の支払金額を記入してください。臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ外書してください。
- (6) 「⑥」欄には、現に住民税の滞納があり、又は最近において著しい納入の遅延がある場合についてのみ、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細を記入してください。
- (7) 「⑦」欄には、申請の日前1年以内に、納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合についてのみ、その取消しを受けた年月日を記入してください。